

## 本書について

- 近年、多種多様の自動車用品や部品が販売されるようになりました。それに伴い、装着後の状態が保安基準に適合するかどうかの判断も難しくなっています。
- しかし、不正改造を防止し、検査場で不合格とならないためにも法令に基づいた正しい判断が必要です。
- 本書は、実際に改造又は装置の取り付け等を行った例を写真で示し、その適否のポイントを関係法令とともにわかりやすく解説したものです。
- 適否の判定は弊社によるものです。ただし、**判定が難しい事例については、実車を検査場（国土交通省 関東運輸局 東京運輸支局）に持ち込んで検査官に判定してもらいました。**
- 本書に収録してある事例を実際の判定にぜひお役立てください。

## 持ち込み検査の概要

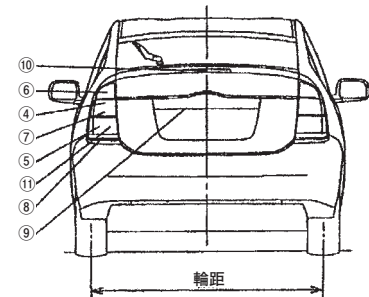
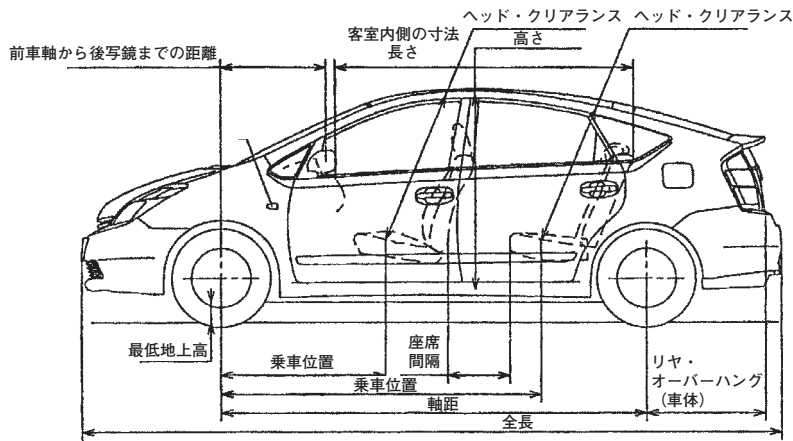
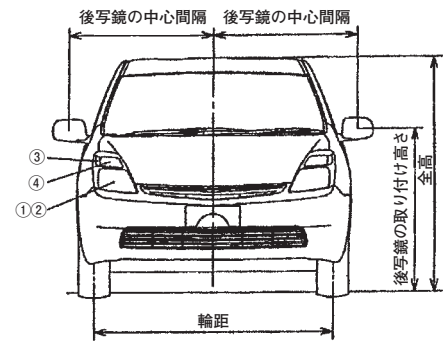
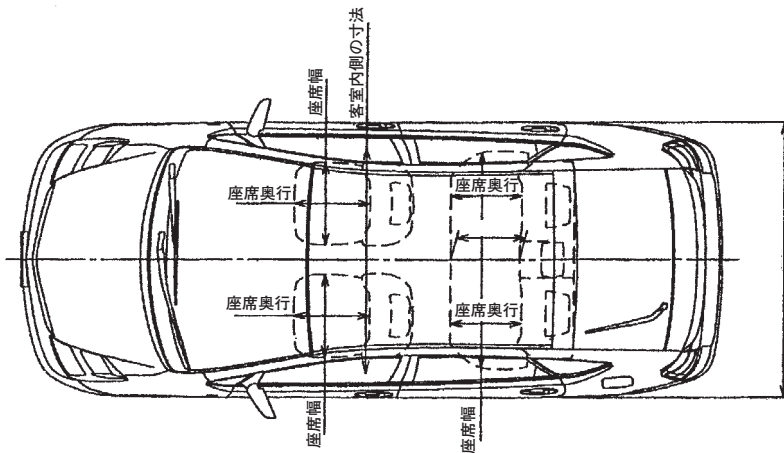
- 自動車検査ハンドブックの発刊以降、弊社には保安基準関連の問い合わせが多数あります。なかでも「白色に発光するリングが前照灯に埋め込まれているが、適合ですか？」などという、装飾灯火関連の質問が大半を占めています。弊社では現車における保安基準の適否についてはお答えできないため、その都度判定根拠となる法令をお答えしていました。
- しかし、工場の皆様が後付けの用品や部品の適否の判断に不安を抱えているのであればそれを解決するために何らかの情報を提供できないものかと考え、平成 23 年春、保安基準に適合するかどうかの判断が難しい部品や用品の正しい判断基準を紹介する書籍を発行するという企画を立ち上げました。
- そして、検査場で適合の判定を得るためにはよりの確な判断が必要との考えから、国土交通省 関東運輸局 自動車技術安全部へ審査のご協力をお願いしました。本企画は「不正改造防止を目的としている」ことを理解していただきましたが、前代未聞とのことであり、関係各所と協議及び調整に長い時間がかかりました。
- しかし、年の瀬も迫る平成 23 年 12 月 19 日、晴れて国土交通省 関東運輸局 東京運輸支局において継続検査 + 取材という形で各種部品・用品を検査官の方々に審査していただくことができました。

検査時の様子



# 使用した実車（プリウス）のデータ

## 車両四面図



- |          |            |         |                   |         |
|----------|------------|---------|-------------------|---------|
| ① 走行用前照灯 | ② すれ違い用前照灯 | ③ 車幅灯   | ④ 方向指示器 (非常点滅表示灯) | ⑤ 尾灯    |
| ⑥ 制動灯    | ⑦ 後退灯      | ⑧ 後部反射器 | ⑨ 番号灯             | ⑩ 補助制動灯 |
|          |            |         |                   | ⑪ 後部霧灯  |

番号 00313 A

平成 23 年 11 月 28 日

茨城運輸支局長

### 自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月	初度登録年月	自動車の種別	用途	車体の形状
土浦 [REDACTED]	平成 23 年 11 月 28 日	平成 16 年 3 月	普通乗車	乗用 自家用	箱型 [001]
トヨタ		[194]	5人		1250mm 1525mm
NHW20-		444mm	172mm	149mm	750mm 500mm
DAA-NHW20	1NZ-3CM	1.49	ガソリン	12100	0001
所有者の氏名又は名称	[REDACTED]				
所有者の住所	茨城県 [REDACTED] [08516 0265]				
使用者の氏名又は名称	***				
使用者の住所	***				
使用の本拠の位置	***				
有効期間の満了する日	平成 24 年 3 月 30 日				
備考	[土浦]、移転登録、管轄変更入 [21年度税制]平成22年3月31日 新規登録 免税措置済み 平成22年度燃費基準25%向上達成車 [走行距離計表示値] 40,200km (平成22年3月23日) [旧走行距離計表示値] 161,000km (平成19年2月28日) ハイブリッド車 平成10年騒音規制車、近接排気騒音規制値 96dB 以下余白				

裏面もご覧下さい

## 寸法一覧（単位：mm）

全長		4,445
全幅		1,725
全高		1,490
軸距		2,700
輪距	前輪	1,505
	後輪	1,480
リヤ・オーバーハング（車体）		755
最低地上高		145
乗車位置	前席	1,040
	後席第1列	2,030
座席幅	前席	530（運転者席） 530（助手席）
		後席第1列
座席奥行	前席	485（運転者席） 485（助手席）
		後席第1列

ヘッド・クリアランス	前席	950
	後席第1列	900（左右席） 895（中央席）
座席間隔	後席第1列	395
客室内側の寸法	長さ	1,890
	幅	1,440
	高さ	1,225
後写鏡の中心間隔	右	915
	左	900
後写鏡の取り付け高さ	右	1,040
	左	1,040
前車軸から後写鏡までの距離	右	640
	左	665

## 注意点

- 検査官による実車の判定については、下記の点をご考慮ください。
  - ① 判定は、当プリウスに「装着した状態」を基準としています。他車に装着した場合、装着の状態等により判定が異なる場合があります。
  - ② 実車の初度登録は平成16年3月です。自動車の製作年月日により判定が異なることがあります。
  - ③ 乗用車に装着した場合の判定例です。貨物自動車、牽引自動車などに装着した場合、判定が異なる場合があります。
- 各事例には、当該事例の考え方等をまとめた【～について】を収録しています。類似事例対応時の参考にしてください。しかし、持ち込み検査を行ったプリウス（初度登録が平成16年3月の乗用自動車）に対する内容となっている点をご注意ください。
- 法令等については平成23年12月現在のものが根拠となっています。今後の法改正により、本書の内容が適合しなくなる場合があります。

■ 判定は持ち込みを行った自動車検査場での判定であり、全国の自動車検査場で統一されている判定ではありません。それぞれの地域により判定が異なる場合があります。

平成24年1月 編集部

# 目次

## 総説

- 継続検査における  
保安基準・審査規程の基本的な考え方 …… 6
- マル自マーク、Eマークによる  
保安基準への適合性 …… 8
- 「適用関係の整理」について …… 10
- 不適切な補修等について …… 12

## 灯火装置関連

- ① 発光リング付き前照灯ユニット …… 17
- ② 発光リング付き前部霧灯 …… 21
- ③ 車幅灯の灯色変更（淡黄色から橙色へ） …… 26
- ④ 方向指示器内蔵の後写鏡 …… 29
- ⑤ 光源が LED の方向指示器（側面） …… 32
- ⑥ LED テープ（青色） …… 34
- ⑦ 光るナンバーフレーム（青色） …… 36
- ⑧ 方向指示器と連動して  
片側の前部霧灯が点灯（側方照射灯？） …… 39
- ⑨ 尾灯&制動灯と連動して点灯する  
後部反射器 …… 42
- ⑩ 光るエンブレム …… 46
- ⑪ 後退灯の光源が HID …… 51
- ⑫ アンダーネオン（青色） …… 53
- ⑬ 車室内の点滅灯火 …… 55
- ⑭ 後付けの制動灯点滅ユニット  
（緊急制動表示灯？） …… 57
- ⑮ アイラインフィルム …… 59

## 車内部品・用品関連

- ⑯ サイドカーテン …… 62
- ⑰ 社外シート&シートレール …… 65
- ⑱ ダッシュボードテーブル …… 67
- ⑲ サイドテーブル …… 69
- ⑳ ヘッドレストモニター …… 71
- ㉑ モニター内蔵ルームバックミラー …… 73
- ㉒ サンバイザモニター …… 75

## 室外部品・用品関連

- ㉓ 角度可変ナンバーステー …… 77
- ㉔ ナンバーカバー …… 79

## 関係法令集

### ● ナンバーステー、ナンバーカバー 関連

車両法	第 19 条 自動車登録番号標等の表示の義務	81
施行規則	第 7 条 自動車登録番号標の取付け位置	81
	第 8 条の 2 自動車登録番号標等の表示	81

### ● 排気管・灯火等の補修・取り付け方法 関連

審査規程	2-4 不適切な補修等	81
------	-------------	----

### ● ドアミラー（自動車の大きさ）関連

保安基準	第 2 条 長さ、幅及び高さ	82
審査規程	4-2 長さ、幅及び高さ	82

### ● ダッシュボード・サイドテーブル 関連

保安基準	第 18 条 車枠及び車体	83
審査規程	4-27	85
	衝突時の車枠及び車体の保護性能	

保安基準	第 20 条 乗車装置	99
審査規程	4-32 乗車装置	99

### ● シート&シートレール、 サイドカーテン（視界） 関連

保安基準	第 21 条 座席	101
審査規程	4-33 運転者席	101

保安基準	第 22 条	103
審査規程	4-34 座席	103

### ● ヘッドレストモニター 関連

保安基準	第 20 条の 4 頭部後傾抑止装置等	115
審査規程	4-38 頭部後傾抑止装置等	116

### ● カーテン、ウィンドウフィルム 関連

保安基準	第 29 条 窓ガラス	117
審査規程	4-46 窓ガラス	117
	4-47 窓ガラス貼付物等	119



●前照灯（ヘッドライト）関連

保安基準	第 32 条 前照灯等	121
審査規程	4 - 57 走行用前照灯	122
	4 - 58 すれ違い用前照灯	127

●前部霧灯（フォグランプ）関連

保安基準	第 33 条 前部霧灯	133
審査規程	4 - 61 前部霧灯	133

●側方照射灯（コーナリングランプ）関連

保安基準	第 33 条の 2 側方照射灯	135
審査規程	4 - 62 側方照射灯	136

●車幅灯（ポジションランプ、発光リング）関連

保安基準	第 34 条 車幅灯	138
審査規程	4 - 63 車幅灯	138

●尾灯（テールライト）関連

保安基準	第 37 条 尾灯	142
審査規程	4 - 69 尾灯	142

●後部反射器（リヤリフレクター）関連

保安基準	第 38 条 後部反射器	145
審査規程	4 - 73 後部反射器	146

●制動灯（ストップ・ブレーキランプ）関連

保安基準	第 39 条 制動灯	148
審査規程	4 - 76 制動灯	148

●補助制動灯

（ハイマウントストップランプ）関連

保安基準	第 39 条の 2 補助制動灯	152
審査規程	4 - 77 補助制動灯	152

●後退灯（バックアップランプ）関連

保安基準	第 40 条 後退灯	155
審査規程	4 - 78 後退灯	155

●方向指示器（ウインカー）関連

保安基準	第 41 条 方向指示器	159
審査規程	4 - 79 方向指示器	160

●補助方向指示器（ドアミラーウインカー）関連

保安基準	第 41 条の 2 補助方向指示器	168
審査規程	4 - 80 補助方向指示器	168

●緊急制動表示灯 関連

保安基準	第 41 条の 4 緊急制動表示灯	169
審査規程	4 - 81 の 2 緊急制動表示灯	169

●その他の灯火（発光リング、アンダーネオン、LED テープ等の装飾灯火）関連

保安基準	第 42 条 その他の灯火等の制限	171
審査規程	4 - 82 その他の灯火等の制限	171

●ドアミラー、モニター内蔵ルームミラー 関連

保安基準	第 44 条 後写鏡等	175
審査規程	4 - 88 後写鏡	175

●サンバイザモニター 関連

保安基準	第 45 条 窓ふき器等	179
審査規程	4 - 90 窓ふき器等	180

※審査規程 第56次改正（平成23年4月1日施行）までを収録。

## 継続検査における保安基準・審査規程の基本的な考え方

### 審査規程・細目告示の概要

#### 【審査規程】

- 第1章 総則
- 第2章 審査の実施方法
- 第3章 審査結果の通知
- 第4章 新規検査及び予備検査
- 第5章 継続検査及び構造等変更検査等
- 第6～8章 (略)

#### 【細目告示】

- 第1章 総則
- 第2章 自動車の保安基準の細目
  - 第1節 指定自動車等であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目
  - 第2節 指定自動車等以外の自動車であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目
  - 第3節 使用の過程にある自動車の保安基準の細目

### 継続検査と審査規程

- ① 道路運送車両法（以下、車両法）では、継続検査等において自動車が保安基準に適合するかどうかの審査（以下、基準適合性審査）を自動車検査独立行政法人（以下、検査法人）に行わせることを規定している。

#### ●車両法 第74条の2「自動車検査独立行政法人の審査」

- ◎国土交通大臣は、基準適合性審査を検査法人に行わせるものとする。

- ② 検査法人はこの基準適合性審査の実施に関する規定として、自動車検査独立行政法人審査事務規程（以下、審査規程）を定めている。実際の基準適合性審査はこの規定のもとに行われる。

#### ●審査規程 1-1「目的」

- ◎この審査規程は、基準適合性審査の実施に関する規定を定め、適正かつ確実な実施を図ることを目的とする。

- ③ さらに、基準適合性審査は、審査規程の他、以下の法令等に基づいて行うことも規定されている。

#### ●審査規程 1-2「適用」

- ◎自動車の審査については、この審査規程によるほか、下記に定めるところによる。

- ① 道路運送車両法
- ② 道路運送車両法施行規則
- ③ 道路運送車両の保安基準
- ④ 上記の法令に基づく国の関係通達

### 審査規程・細目告示の適用範囲

- ① 審査規程では、継続検査に適用する規定を下記のように定めている。

#### ●審査規程 5-1「適用」

- ◎第5章の規定は、下記の審査を行う場合に適用する。

- ① 継続検査
- ② 構造等変更検査
- ③ 抹消登録を受けた自動車又は自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査

- ◎しかし、次に掲げる場合には、第4章の規定を適用する。

- ① 構造等変更検査を行う場合…構造、装置又は性能が第4章の規定に適合していないおそれがあると認められる部分
- ② 自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認められる場合…当該変更に係る部分

従って、継続検査における改造箇所等には第4章の規定を適用することとなる。

②一方、保安基準の細かい内容については、保安基準の細目告示に委ねられており、その適用範囲は下記のように定められている。

●細目告示 第 161 条「適用」

◎第 3 節の規定は、次に掲げる場合に適用する。

- ④継続検査を行う場合
- ⑤臨時検査を行う場合
- ⑥構造等変更検査を行う場合
- ⑦分解整備を行う場合

※①～③、⑧～⑨略

◎次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる自動車の部分について、それぞれ第 2 節の規定を適用する。

- ①臨時検査を行う場合…事故が著しく生じている等によりその構造、装置又は性能が第 2 節（指定自動車等にあつては第 1 節）の規定に適合していないおそれがあると認められる部分
- ②構造等変更検査を行う場合…構造、装置又は性能が第 2 節の規定に適合していないおそれがあると認められる部分
- ③自動車又はその**部品の改造、装置の取付け又は取外し**その他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更を行う場合…**当該変更に係る部分**

従って、継続検査における改造箇所等には「指定自動車等以外の自動車であつて新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目」（第 2 節）の規定を適用することとなる。

③さらに第 2 節では、下記に掲げる特定の装置等が、技術基準（※ 1）に適合しているものであることと規定している。従って、継続検査時に下記に掲げる装置等の変更が認められる場合は、技術基準に適合しているかどうかの確認が必要である。

《注意》「適用関係の整理」の告示により、下記の装置等の変更が認められる場合でも技術基準に適合するかどうかの確認の必要がない自動車もある。

- 制動装置（トラック・バス、乗用車、二輪車<sup>\*</sup>、トレーラ）
- 制動液漏れ警報装置
- 乗用車用プラスチック製燃料タンク
- 高圧ガス燃料自動車の燃料装置
- ボンネット
- 前部潜り込み防止装置
- インstrumentパネル
- 座席ベルト・座席ベルト取付装置<sup>\*</sup>
- 窓ガラス
- 車室内後写鏡
- 連結車両の制動遅れ防止（装置）
- 燃料タンク・配管の燃料漏れ防止に係る性能
- 高電圧からの乗員保護性能
- 突入防止装置
- 内装材料の難燃性
- 座席・座席取付装置<sup>\*</sup>
- 頭部後傾抑止装置
- 盗難発生警報装置
- サンバイザ 他

<sup>\*</sup>印は、協定規則の技術的な要件に適合するものであること。

（※ 1）「技術基準」とは、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について（依命通達）」別添 技術基準をいう。

まとめ

継続検査 = 車両法 + 施行規則 + 保安基準 + 細目告示 + 国の関係通達 + 審査規程

⋮

具体的に適用する基準

○変更、改造等がない自動車

…全ての箇所…審査規程 第 5 章（細目告示 第 3 節）

○変更、改造等がある自動車

…変更、改造等がない部分…審査規程 第 5 章（細目告示 第 3 節）

…変更、改造等がある部分…審査規程 第 4 章（細目告示 第 2 節）

（制動装置等の特定の装置の変更、改造等がある部分…技術基準に適合している旨の確認が必要）

## マル自マーク、Eマークによる保安基準への適合性

### マル自マーク

- 国土交通大臣は保安基準に適合する装置について、型式を指定することができる。

- 車両法 第75条の2「装置の指定」

◎国土交通大臣は、自動車の安全性の増進及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図るため、申請により、国土交通省令で定めるもの（以下、特定装置）をその型式について指定する。

- 型式が指定されたものにはマル自マークが付され、これにより保安基準に適合する部品等とみなされる。

- 車両法 第75条の3「特定装置の表示」

◎型式について指定を受けた特定装置につき、同項の指定を受けたものであることを示す特別な表示を付することができる。

### E (e) マーク

- 国連が定める「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」(以下、協定)に基づく規則(以下、協定規則)に基づき認定されたものには、国連番号(日本の場合は43番)付きのE(e)マークと認証番号が付され、国土交通大臣による装置の型式の指定を受けたもの(保安基準に適合している部品等であるもの)と見なされる。

- 車両法第75条の2「装置の指定」

◎特定装置のうち国土交通省令で定めるもの(次ページ参照)は、その型式について外国が行う認定その他の証明を受けた場合には、その型式について指定を受けた装置とみなす。

- 装置型式指定規則、第三号様式「特別な表示」





●国連が定める 125 項目のうち、日本が採用しているものは 40 項目である。

●装置型式指定規則 第5条「指定を受けたものとみなす特定装置」

◎国土交通省令で定める（日本が採用している）特定装置は次に掲げるものとし、協定に基づき行う認定によるものとする。

- |                    |                |                 |
|--------------------|----------------|-----------------|
| ▪ 反射器              | ▪ 方向指示器        | ▪ ドアラッチ及びヒンジ    |
| ▪ ステアリング機構         | ▪ 乗用車の制動装置     | ▪ シートベルト・アンカレッジ |
| ▪ シートベルト           | ▪ シート及びシートアンカー | ▪ 前部霧灯          |
| ▪ 後退灯              | ▪ ヘッドレスト       | ▪ 外部突起（乗用車）     |
| ▪ 停止表示器材           | ▪ 警音器          | ▪ タイヤ（乗用車）      |
| ▪ 後部霧灯             | ▪ スピードメーター     | ▪ 幼児拘束装置        |
| ▪ タイヤ（商用車）         | ▪ 突入防止装置       | ▪ 大型車後部反射器      |
| ▪ 駐車灯              | ▪ シート（大型車）     | ▪ 側方灯           |
| ▪ フロントアンダーランププロテクタ | ▪ 前突時乗員保護      | ▪ 側突時乗員保護       |
| ▪ 前照灯（ディスチャージ式）    | ▪ 大型車用反射材      | ▪ 盗難防止装置        |
| ▪ 非対称配光型ヘッドランプの配光  | ▪ コーナリングランプ    | ▪ 配光可変型前照灯 他    |

**基準適合マークと継続検査**

- マル自マークやE（e）マークが付されている部品であっても、実際の継続検査時にはその取付状態や灯光の色等を個別に審査することになる。
- 従って、マル自マークやE（e）マークが付いていればイコール保安基準に適合するというわけではなく、継続検査に適用される審査規程等の規定に基づいた審査を行ったうえで、保安基準への適合性が判断される。例えば、Eマーク付きの前部霧灯が装着されていても、その取付状態がテープ等による不安定な装着状態である場合（「不適切な補修等の項」参照）は、保安基準に不適合となる。

まとめ

マル自マーク、  
E（e）マーク

≠

保安基準  
に適合

…

個々の部品の取り付け状態等について  
審査を行う

# 「適用関係の整理」について

## 年式ごとの規定

- 自動車の製作年月日により適用される規定が異なる場合があるため、審査規程には「適用関係の整理」がある。

自動車の製作年月日は完成検査終了証の発行日と規定され、一般的には自動車検査証の「初度登録年月」により判断する。

### ● 審査規程 2-5 「製作年月日」

◎ 自動車の製作年月日は、次のとおりとする。

- ① その型式について指定を受けている自動車については、完成検査終了証の発行日

- 例を挙げ、車幅灯の灯光の色が保安基準に適合するか否かを審査してみる。

- ① 車幅灯の灯光の色を確認…**淡黄色**と仮定。
- ② 車幅灯に変更、改造が認められるかを確認…**認められない**と仮定。
- ③ 審査規程 第5章の規定により審査する。

### ● 審査規程 5-63 「車幅灯」

5-63-2 性能要件

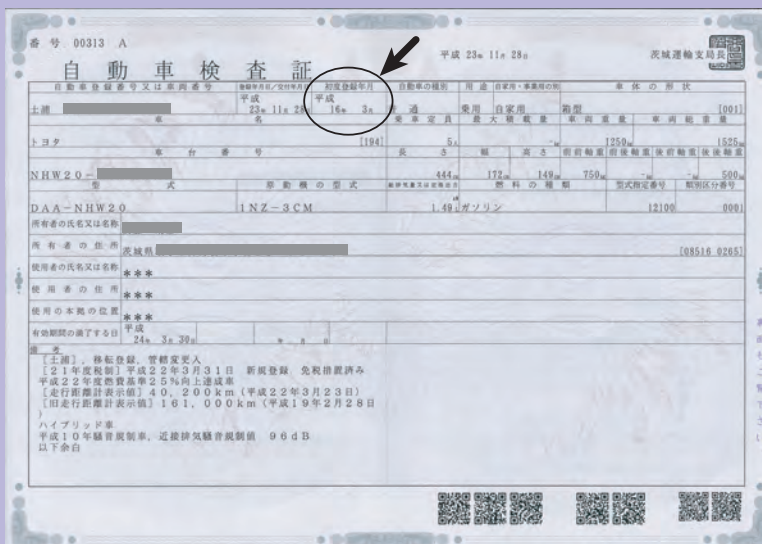
5-63-2-1 視認等による審査

(1) 車幅灯は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- ① 略
- ② 車幅灯の灯光の色は、**白色であること**。ただし、方向指示器、非常点滅表示灯又は側方灯と構造上一体となっているもの又は兼用のものにあつては、**橙色であつてもよい**。

※ここで審査を終了すると、車幅灯の改造が認められない自動車であるにもかかわらず、保安基準に不適合となる。

- ④ そこで自動車の初度登録年月（自動車の製作年月日）を自動車検査証で確認（平成16年3月）し、「適用関係の整理」と照合してみる。



- ⑤ 第5章の「適用関係の整理」を確認する。

### ● 審査規程 5-63 「車幅灯」

5-63-4 適用関係の整理

**4-63-4の規定を適用する。**

⑥指示どおり、4-63-4を確認する。

●審査規程4-63「車幅灯」

4-63-4 適用関係の整理

- (1) 昭和35年9月30日以前に製作された軽自動車については、4-63-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。
- (2) 昭和35年9月30日以前に製作された自動車については、4-63-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。
- (3) 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、4-63-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。
- (4) 平成8年1月31日以前に製作された自動車については、4-63-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。
- (5) **平成17年12月31日以前に製作された自動車については、4-63-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。**

⑦該当する規定を確認する。

●審査規程4-63「車幅灯」

4-63-9 従前規定の適用⑤

平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。

4-63-9-2-1 視認等による審査

車幅灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

①～②略

③車幅灯の灯光の色は、**白色、淡黄色又は橙色**であり、そのすべてが同一であること。

- 以上の結果、製作年月日が平成16年3月の自動車の車幅灯は、灯光の色が**淡黄色**であっても、**保安基準に適合**となる。また、「適用関係の整理」に該当しない平成18年1月1日以降に製作された自動車の車幅灯については、審査規程5-63の規定のみが適用され、白色（方向指示器等と一体のものにあっては橙色）でなければならないこととなる。
- 一方、細目告示では「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示」により「適用関係の整理」が図られている。

**純正品＝保安基準適合？**

- 改造等がなく、また損傷等もない場合、下記の規定により保安基準に適合すると判断することもできる。

●審査規程5-63「車幅灯」

5-63-2 性能要件

5-63-2-1 視認等による審査

(2) 次に掲げる車幅灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の**基準に適合するもの**とする。

①**指定自動車等に備えられているものと同一の構造**を有し、かつ、同一の位置に備えられた車幅灯

しかし、灯光の色等については光源の交換が行われている可能性が高いことを考慮し、前述の要領で審査を行う。

**まとめ**

自動車の製作年月日により、適用される基準が異なる場合もあるため、「適用関係の整理」を必ず確認する。

## 不適切な補修等について

### 継続検査と補修・取り付け

- 審査規程 2-4 「不適切な補修等」(81P 参照) では、以下のように補修及び装置の取り付け等を行った自動車を保安基準不適合としている。

粘着テープによる灯火器の補修



針金による排気管（マフラー）  
の取り付け





粘着テープによる  
ドライブシャフトブーツの補修



粘着テープによる  
タイロッドエンドブーツの補修



紙類によるオーバーフェンダー



電球・配線が取り外されていない  
不点灯状態の灯火



両面テープによる  
前部霧灯の装着



灯光の色に適合させるための  
カラーマジックによる着色





排気管（マフラー）への  
軍手等の異物詰め込み



紙、粘着テープ類に記入された  
操縦装置の識別表示又は  
最大積載量の表示

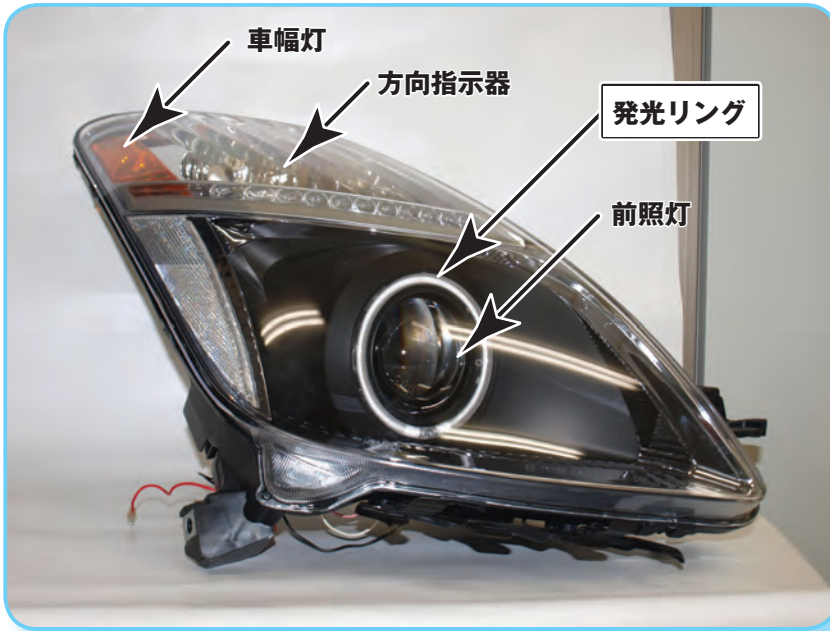


空き缶、金属テープ等による  
排気管の開口方向の変更





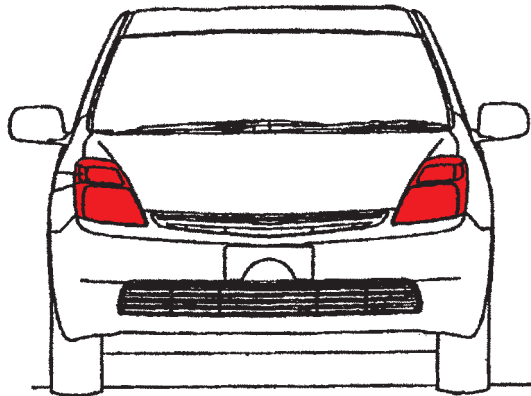
## 1 発光リング付き前照灯ユニット



概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 前照灯の周りに発光リングが組み込まれている</li> <li>▪ 車幅灯と連動してリングが発光</li> <li>▪ 前照灯点灯時も同時点灯</li> <li>▪ 灯光色…白色</li> <li>▪ 光度…約 60cd (実測値)</li> </ul>
装着方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 下図赤色部の前照灯ユニットを交換</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 前照灯の光軸は調整済み</li> </ul>

灯火  
発光リング付き前照灯ユニット

### 装着位置



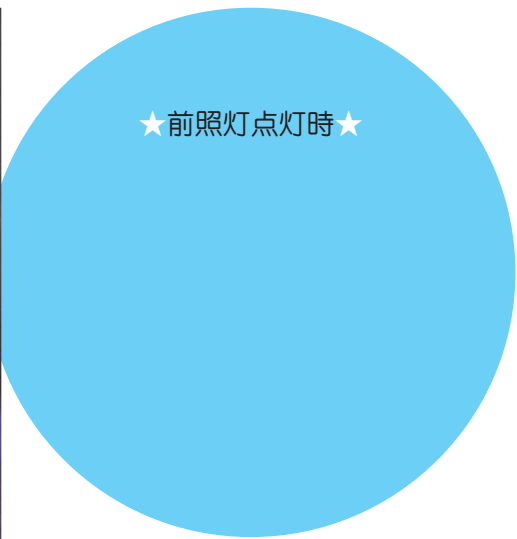
### 装着後の状態



★車幅灯点灯時★

灯火

発光リング付き前照灯ユニット







★灯光色の確認★  
(前照灯点灯時に壁に灯光を照射)

### 考え方の例

#### ①車幅灯と連動して点灯する発光リングは、「車幅灯」として扱うのか？

##### 車幅灯の基準

保34条、審4-63 ⇒ 138 P～参照

- 灯光の色…《平成 17.12.31 以前の製作車》白色、淡黄色または橙色であり、その全てが同一であること  
《平成 18.1.1 以降の製作車》白色（方向指示器と一体のものは橙色でもよい）
- 大きさ…15cm<sup>2</sup>以上
- 光度…300cd 以下
- 光源…《平成 17.12.31 以前の製作車》5W 以上  
《平成 18.1.1 以降の製作車》5W 以上 30W 以下
- 個数…《平成 17.12.31 以前の製作車》規定なし  
《平成 18.1.1 以降の製作車》2個又は4個
- 位置…《平成 8.1.31 以前の製作車》照明部の中心の高さが地上 2.0m 以下  
《平成 17.12.31 以前の製作車》照明部の上縁の高さが地上 2.1m 以下  
《平成 18.1.1 以降の製作車》照明部の上縁の高さが地上 2.1m 以下、下縁の高さが地上 0.35m 以上  
《全年式》照明部の最外縁は自動車の最外側から 400mm 以内
- 視認距離…夜間前方 300m から点灯を確認できるものであること

⇒現車の製作時期は平成 16 年 3 月（平成 17 年 12 月 31 日以前）であるため、車幅灯は橙色でもよいが、その全てが同一でなければならない。しかし、発光リングは白色であり、車幅灯と灯光の色が異なるため、発光リングを車幅灯として扱くと保安基準不適合となる。

#### ②前照灯に装着されている発光リングは、「前照灯」として扱うのか？

##### 前照灯の基準

保32条、審4-57（走行用前照灯）、4-58（すれ違い用前照灯）⇒ 121 P～参照

- 灯光の色…《平成 17.12.31 以前の製作車》白色または淡黄であり、その全てが同一であること  
《平成 18.1.1 以降の製作車》白色
- 個数…《走行用前照灯》2個又は4個  
《すれ違い用前照灯》2個
- 視認距離…《走行用前照灯》夜間前方 100m の距離にある交通上の障害物を確認できるものであること  
《すれ違い用前照灯》夜間前方 40m の距離にある交通上の障害物を確認できるものであること

⇒前照灯は夜間交通上の障害物を確認できるものでなければならないが、発光リングは前方を照射する性能を有していないため、発光リングを前照灯として扱くと保安基準不適合となる。